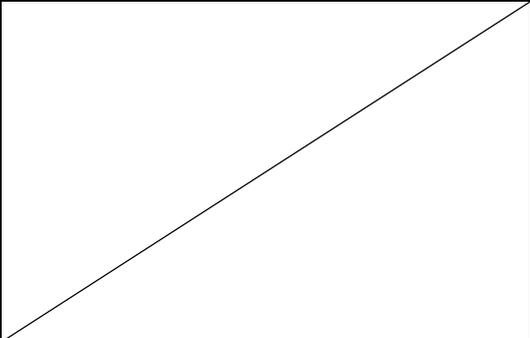


■各制度による支援内容の比較

項目	国の登録有形文化財建造物	小樽市登録（指定）歴史的建造物
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として建設後50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として文化財登録原簿に登録し、届出制という緩やかな規制を通じて保存活用を図るもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小樽市にとって歴史的かつ文化的に価値が高い建築物等で、歴史的建造物として保全すべきものを小樽市歴史的建造物として登録したもの</li> </ul>
保存修理等に対する補助金・助成金	<p>[保存修理に係る設計・監理事業の補助]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保存活用に必要な修理等の設計監理費の1/2を国が補助</li> </ul> <p>[公開活用事業の補助]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体などが行う公開活用事業に係る費用の1/2を国が補助</li> <li>※上記の補助を受けるためには保存活用計画を策定している必要がある。</li> </ul>	<p>[外観保全に対する助成]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外観を保全するための行為について、対象経費の1/3を市が助成</li> </ul> <p>&lt;限度額&gt;</p> <p>登録歴史的建造物 300万円 指定歴史的建造物 600万円</p> <p>[外観保全に伴う助成]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外観の保全に伴う断熱及び防水工事などの行為について、対象経費の1/3を市が助成</li> </ul> <p>&lt;限度額&gt;</p> <p>登録歴史的建造物 100万円 指定歴史的建造物 200万円</p>
税制上の優遇措置	<p>[相続税]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相続財産評価額（土地を含む。）を3/10控除</li> </ul> <p>[固定資産税]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家屋の固定資産税を1/2に減税</li> </ul>	

(参考) 小樽市指定歴史的建造物

登録歴史的建造物のうち、特に重要と認めるものを小樽市指定歴史的建造物として指定したもの